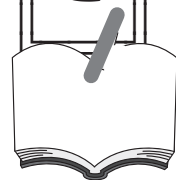


知っておきたい年金のこと



国民年金の加入方法

国民年金は誰もが加入する制度です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。

加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

□第1号被保険者

自営業者、学生、フリーター、無職の方などで、加入手続きはご自分で住所地の市町村役場の国民年金担当窓口で行います。

□第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入している方で、加入手続きは勤務先が行います。

□第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

60歳からは任意加入制度をご利用いただけます

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの

間に国年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、年金の受給要件(保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則25年以上)を満たしていない場合は70歳になるまで任意加入することができません。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6ヶ月前納・1年度前納・2年度前納もあり大変お得です。

詳しくは、旭川年金事務所(01166-27-1611)または保健福祉課戸籍担当へお問い合わせください。

■お問い合わせ

保健福祉課戸籍担当
電話 56・2123

住所変更などは、必ず届出を(原則として14日以内)お願いします

皆さんの住所などの必要事項を記録する住民票(住民基本台帳)は、様々な行政の基礎となるものであり、正確な記録がされなければなりません。

実際に住んでいる所が住民票と違うと、本来受けられるその町の住民サービス(例えば、国保加入、医療費の助成など)が受けられなくなりしますので、変更があった場合には、必ず届出をされますようお願いいたします。

また、村内の異動について、転居届をされていない方も見受けられますが、住所に変更がなくても(例:字中央↓字中央、住宅の部屋番号など)に変更があった場合には、必ず転居届を行うようお願いいたします。

住所変更などは原則として、住民(世帯主・世帯員)からの届出により把握することとされており、確実な住民サービスを提供するために、ご理解とご協力をお願いします。

■お問い合わせ

保健福祉課戸籍担当
電話 56・2123

占冠村の放射線量の状況(3月)

測定日 3月9日

【単位:マイクロシーベルト】

測定場所	測定時間	天候	測定値	測定場所	測定時間	天候	測定値
占冠中央小学校グラウンド	11:30	曇り	0.023	占冠へき地保育所グラウンド	11:40	曇り	0.024
双民館グラウンド	11:50	曇り	0.028	トナム小中学校グラウンド	15:00	雪	0.021
占冠地域交流館グラウンド	14:20	晴れ	0.028	トナムへき地保育所グラウンド	15:10	雪	0.023

※北海道の空間放射線率モニタリング結果(上川総合振興局0.0209~0.0780)と比較して平常レベルと判断されます。

「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

「環境放射線測定結果【北海道衛生研究所】」 <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/>

■お問い合わせ 総務課総務担当 電話56-2121



保育所園児たちに火の用心ケーキをプレゼント！

平成28年3月3日（木）ひな祭りの日に、占冠へき地保育所とトマムへき地保育所にて、女性防火クラブから、保育園児たちに火の用心ケーキをプレゼントしました。

この行事は防火啓蒙活動の一環として、占冠女性防火クラブが発足した平成元年から始まり、今年で28回目を迎えました。

園児たちは、女性防火クラブの方々から、「火遊びはしたらダメだよー」と言葉をかけられると、大きな声で「はぁーい」と返事をし、ケーキを受け取るととても喜んでいました。今後も、子どもたちへの防火を呼びかける活動を継続していきたいと思います。



自分の地域は自分で守る！
詳細は庶務係まで
電話 56・2119

消防団員募集!!

救急出場状況（2月分）

火災	1件	(0人)
交通事故	1件	(0人)
労働災害	1件	(1人)
一般負傷	7件	(7人)
急病	4件	(4人)
転院搬送	1件	(0人)
2月計	15件	(12人)
累計	32件	(28人)

※（ ）内は搬送人員

占冠支署職員から村民の皆様をお願いします。

救急・火災事案等が発生しサイレンが聞こえた際に、村民の方々から占冠支署に問い合わせが寄せられます。しかし、個人情報保護のために、問い合わせに対してお答えできませんので、ご了承ください。また、消防職員に対し個人的に質問することもご遠慮ください。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、火災の事案については、富良野消防署テレホンサービスにて情報提供をしていますので、そちらにお問い合わせください。

★富良野消防署テレホンサービス 0167-23-2719

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

交通安全 SAFTY DRIVE

村民の願いです
続けよう交通事故 0 の日
平成19年2月21日から

3314日



平成28年3月18日現在

交通安全ルールを十分に学んでいない子どもたちが、保育所や小学校に通い始めます。子どもは注意力が浅く、危険な行動をとってしまいます。例えば、道路の向こう側に母親を見つけるとそのことで頭がいっぱいになり、急に飛び出してしまふなど、子どもは複数のことに注意を向けることができません。子どもの交通事故の多くは、飛び出しなどの子ども側の違反によるものが多いです。運転手の皆さんは、市街で子どもを見かけたら徐行するなど、子どもの予測できない行動に十分気を配らなければなりません。また、子どもは大人の行動を真似します。大人は子どもの手本となるように交通ルールを守りましょう。

新入学児童の通学が始まるこの時期 安全運転を心がけましょう

ライトのこまめな切り替えを！

道路交通法（第52条）上は、他の車両と行き違う場合など他の交通を妨げる恐れのあるとき以外は、ハイビーム（上向き・遠目）での走行が基本です。

ハイビームとロービームのこまめな切り替えで夜間の歩行者や自転車等を早期に見し、交通事故を未然に防ぎましょう。

★ハイビームへの切り替えで、ライトを遠くまで照らし、前方にいる歩行者や自転車を早期に見ることができるので、早めの危険回避措置が可能となります。

★ライトのこまめな切り替えで、歩行者や自転車利用者に対して、車が来ていることを早めに知らせる効果が期待できます。

★道路や交通の状況に応じて、ライトをこまめに切り替えることにより、ドライバーの緊張感が保持され、漫然（まんぜん）運転や居眠り運転の防止にもつながります。

★ハイビームにより、高齢歩行者が車両のライトをより強く感じ、無理な横断を控える効果が期待できます。

自転車事故の防止について

最近では自転車の種類も多く、利用者が増えていることから、自転車事故の件数も多くなっています。中には、後遺症の残るような大怪我をしてしまう事故もあり、注意が必要です。自転車事故は他人ごとではありません。ヘルメット等の装着はもちろん、自転車保険等への加入で万が一の事態に備えましょう。